その他告示

○消防庁告示第二号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第五項に規定する登録表示者として左記の者を登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

令和七年四月八日

消防庁長官　池田　達雄

ＡＣＥ―㉖―1323	山本　智史
ＡＥ―㉖―1324	川端　　晃
Ｅ―④―47873	Wonderwall株式会社
Ｅ―⑪―47874	株式会社インテリアシン
Ｅ―㉘―47877	きしもと装飾株式会社
Ｅ―④―47872	佐々木　聖
Ｅ―㉝―47879	掛橋　　悠
Ｅ―⑬―47871	株式会社ＤＩＲＥＣＴＩＯＮ
Ｅ―㊼―47878	株式会社東商会
Ｅ―⑭―47881	株式会社ティーコレクト
Ｅ―㊵―47882	株式会社クラシノ
Ｅ―㉓―47891	株式会社東海クリエイティブ
Ｅ―㉓―47893	株式会社エスパス
Ｅ―⑭―47886	山野　良文
Ｅ―㉝―47888	有限会社石井ハウジング
Ｅ―㉑―47889	株式会社ao
Ｅ―㉑―47900	村瀬　真次
Ｅ―㉑―47901	箕浦　雄大
Ｅ―㉚―47890	石本　勝範
Ｅ―㉗―47894	磯田　憲一
Ｅ―⑦―47896	清水　英祐
Ｅ―⑧―47883	株式会社ＭＡＳＵＯ　ＰＲＯ
Ｅ―①―47887	小澤影里子
Ｅ―①―47898	株式会社ニセコライフプラン
Ｅ―㊵―47899	株式会社インテリアシン
Ｅ―⑮―47884	笠木屋株式会社
Ｅ―②―47895	株式会社やまなみ
Ｅ―㉖―47853	福田　幹生
Ｅ―⑫―47885	株式会社ピクニック
Ｅ―⑮―47897	柴田　一幾
Ｅ―㉔―47868	ネクスアーク株式会社
Ｅ―㊻―47892	株式会社安藤タタミ商店
Ｅ―㊵―47906	中西　彰二
Ｅ―⑭―47875	有限会社村上畳店
Ｅ―㉓―47848	丸山　裕万
Ｅ―㊱―47865	株式会社Liberta
Ｅ―③―47903	小島　誉洋
Ｅ―⑭―47905	株式会社モダンビル管理
Ｅ―㉓―47907	渡邉　　篤
Ｅ―㉞―47911	大月　政博
Ｅ―㉝―47912	井尾　達也
Ｅ―⑮―47902	株式会社インテリーヴ
Ｅ―⑬―47909	菊池総建株式会社
Ｅ―㉓―47908	今枝　伸春
Ｅ―㉓―47916	小島　達也
Ｅ―⑭―47910	有限会社スタジオニブロール
Ｅ―㊸―47917	ＲＯＯＭＳＬＡＢ株式会社
Ｅ―⑬―47915	株式会社テンダー
Ｅ―⑮―47922	長谷川　透
Ｅ―④―47925	株式会社アクロス
Ｅ―⑳―47913	株式会社アクティブコーポレーション
Ｅ―④―47914	有限会社吉岡表具店
Ｅ―㊵―47919	株式会社ＫＩＺＵＫＩ
Ｅ―④―47920	株式会社東北住創
Ｅ―㉝―47926	芦田　俊裕
Ｅ―㊵―47928	有限会社ビッグハウス
Ｅ―㉓―47923	神田　伸雄
Ｅ―①―47927	伊藤　　博
Ｅ―①―47918	大根田　健
Ｅ―⑬―47870	小林商事株式会社
Ｅ―㉜―47933	稲田　勝利
Ｅ―⑬―47904	株式会社ＦＴＳ
Ｅ―㉛―47936	前本　貴志
Ｅ―①―47929	株式会社釧路インテリア
Ｅ―㉗―47931	三光建販株式会社
Ｅ―㉜―47932	福田　修一
Ｅ―㉞―47937	株式会社S. style
Ｅ―⑲―47942	赤池　真一
Ｅ―㉞―47946	株式会社土居内装
Ｅ―㉓―47947	株式会社インターライズ
Ｅ―㉒―47950	株式会社ハットリホーム
Ｅ―㉓―47924	有限会社キャスト
Ｅ―㉗―47945	Smart Box株式会社
Ｅ―⑥―47921	斎藤　文夫
Ｅ―㉛―47935	森岡宏一郎
Ｅ―㉖―47949	アルヒテクトン株式会社
Ｅ―⑩―47817	株式会社エクステンド
Ｅ―⑨―47951	株式会社ノザワ内装工業
Ｅ―㊷―47940	徳永　展人
Ｅ―⑭―47938	Ｔ―ＰＬＡＮＮＩＮＧ合同会社
Ｅ―⑳―47944	吉國　尚武
Ｅ―㉘―47934	株式会社髙橋造園
Ｅ―⑮―47943	星野　義章
Ｅ―⑦―47930	平富株式会社
Ｅ―⑬―47939	株式会社エスケイ
Ｅ―①―47941	松岡　真司
Ｅ―⑬―47953	株式会社パーヴワークス
Ｅ―㉘―47954	株式会社カワシマソーイング
Ｅ―①―47955	葛西　良司
Ｅ―㉚―47962	森脇　秀泰
Ｅ―⑧―47957	株式会社サクシーヴ
Ｅ―㉑―47958	石三　　克
Ｅ―㉗―47960	株式会社近畿建創
Ｅ―⑬―47952	株式会社エスパーデザイン
Ｅ―⑪―47963	平野　裕二
Ｅ―㊵―47964	株式会社海辺
Ｅ―㉕―47961	ジーエフイー株式会社
Ｅ―⑳―47965	太田　勇一
Ｅ―⑫―47956	株式会社ダイキチ
Ｅ―㉓―47959	株式会社G production
Ｆ―㉓―1715	株式会社キンテック
Ｆ―⑬―1716	株式会社ストーム21
Ｆ―⑬―1720	株式会社イーエスエス
Ｆ―⑬―1718	株式会社インパクトアコースティックジャパン
Ｆ―⑬―1721	アブス・ジャパン株式会社
Ｆ―⑬―1717	株式会社オリオンコーポレーション
Ｆ―⑯―1723	株式会社林インターナショナル
Ｆ―⑬―1725	あすなろ商事株式会社
ＦＥ―㊵―1719	センスティグループ株式会社
ＦＥ―㉓―1722	株式会社ライフスタイルラボ
ＦＥ―㉓―Ｑ0026	株式会社Ｊ・Ｈ・Ｊ
ＦＥ―⑬―Ｑ0027	山田リビング株式会社

○農林水産省告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和六十三年二月十七日農林水産省告示第百六十七号（三及び四に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成二年八月十四日農林水産省告示第千六十七号（三（八女市立花町白木字本谷八八七九、黒木町田代字菅之谷三七〇七、星野村字立山一〇五一六の一を除く。）に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年四月八日

農林水産大臣　江藤　拓

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（重要流域（令和三年一月五日農林水産省告示第三十二号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成二年八月十四日農林水産省告示第千六十七号（三（八女市立花町白木字本谷八八七九、黒木町田代字菅之谷三七〇七、星野村字立山一〇五一六の一を除く。）に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）